

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第8号

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年四日市市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表（第1条、第2条関係）		
区分	報酬の額	費用弁償の額
（略）		
下水道事業運営委員会委員	（略）	
教育委員会委員	同 16,000円	<u>四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（昭和59年四日市市条例第7号）に定める市長相当額</u>
社会教育委員	（略）	
（略）		
備考（略）		

改正前

別表（第1条、第2条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
(略)		
下水道事業運営委員会委員	(略)	
<u>教育委員会委員長</u>	<u>日額 22,400円</u>	<u>四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（昭和59年四日市市条例第7号）に定める市長相当額</u>
教育委員会委員 <u>（教育長を兼ねる委員を除く。）</u>	同 16,000円	同
社会教育委員	(略)	
(略)		

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中においては、改正後の四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、改正前の四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(総務部人事課)